

新型コロナウイルス感染症関連市内中小企業者向け支援策について

内容	支援策	対象となる場合	概要	相談窓口	申請期間
資金繰り支援	(東京都中小企業振興公社) 飲食事業者の業態転換支援 (新型コロナウイルス感染症緊急対策)	テイクアウト・宅配・移動販売を始めた。	助成額:最大100万円 補助率:4/5以内	公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課業態転換担当 03-6260-7027	令和4年1月1日～令和4年3月31日
	(東京都中小企業振興公社) 占用許可基準緩和によるテラス営業支援事業	道路占用許可基準の緩和措置等を活用してテラス営業等を始めた。	1実施場所につき10万円	公益財団法人東京都中小企業振興公社 企画管理部助成課 03-6260-7029	～令和4年2月28日まで
	(東京都) 中小企業等月次支援給付金 10月	本年4月以降に発出された緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により、売上高が減少した。(国の月次給付金に上乗せ)	売上高減少額に応じて給付額を決定	(都) 中小企業者等月次支援給付金コールセンター 03-6740-5984	令和3年11月5日～令和4年2月28日
	(国) 小規模事業者持続化補助金	コロナ対策として接触機会を今よりも減らすため、新たなビジネスサービスや生産プロセスの導入を行う小規模事業者	【低感染リスク型ビジネス枠】 助成額:最大100万円 補助率:3/4	持続化補助金低感染リスク型コールセンター 03-6731-9325	【低感染リスク型ビジネス枠】 (第6回)令和4年3月9日まで
	(国) 雇用調整助成金	事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)をした。	事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成(上限あり)	雇用調整助成金、産業雇用安定助成金 学校等休業助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999	(緊急対応) 令和4年3月31日まで
	(国) 産業雇用安定助成金	事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために在籍型出向をした。	【出向運営経費】 上限額:12,000円/日(出向元・出向先の合計) 【出向初期経費】 助成額:(出向先・出向元)各10万円/1人当たり(定額)		-
	(国) 小学校休業等対応助成金・支援金	子どもの世話をすることが必要となった従業員に対し有給休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた。	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額を助成(上限あり)		令和4年3月31日まで
	(東京都) 業務改善助成金	生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る中小企業・小規模事業者	助成額:最大600万円 補助率:3/4以内	業務改善助成金コールセンター 03-6388-6155	【通常コース】期間延長
	(東京都) 雇用環境整備促進奨励金	休業手当規定の整備をはじめ、テレワーク制度や特別休暇制度の導入など、新型コロナウイルス感染症等の非常時における職場環境整備に取り組む中小企業	交付額:1回限り10万円 ※「雇用調整助成金」等の支給決定を受けていること	公財)東京しごと財団 雇用環境整備課 03-5211-2315	令和3年4月30日～令和4年3月31日
融資	セーフティネット保証4号(突発災害) 【民間系・信用保証付融資】	売上が前年同月比20%以上減少している。	保証:借入債務の100%(一般枠と別枠で最大2.8億円)	中小企業庁事業環境部 金融課 03-3501-1511	～令和4年3月1日
	事業転換・業態転換等支援融資 (新型コロナウイルス感染症対応)	事業転換や事業の多角化、デリバリー対応等の業態転換に取り組む都内中小企業	融資限度額:2億8,000万 信用保証料:8千万円まで負担なし	東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877	
	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (国民生活事業) 【政府系・無利子無担保融資】	売上が前年または前々同月比5%以上減少している。	貸付額:最大8,000万円(一般枠と別枠) 償還期間:20年以内(設備資金)/15年以内(運転資金) 据置期間:5年以内	日本政策金融公庫 八王子支店 042-646-7711	-
	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (中小企業事業) 【政府系・無利子無担保融資】		貸付額:最大6億円以内(一般枠と別枠) 償還期間:20年以内(設備資金)/15年以内(運転資金) 据置期間:5年以内	日本政策金融公庫 立川支店 042-528-1261	
	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (中小企業向け制度) 【政府系・無利子無担保融資】		貸付額:最大6億円以内 償還期間:20年以内(設備資金)/15年以内(運転資金) 据置期間:5年以内	商工組合中央金庫 八王子支店 042-646-3131	
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金) *新型コロナウイルス対策の特例 【政府系・無利子無担保融資】	貸付額:最大1,000万円(一般枠と別枠) 償還期間:10年以内(設備資金)/7年以内(運転資金) 据置期間:4年以内(設備資金)/3年以内(運転資金) (一般枠の貸付上限額は2,000万円)		日本政策金融公庫 八王子支店 042-646-7711 八王子商工会議所 042-623-6311		

新型コロナウイルス感染症関連市内中小企業者向け支援策について

内容	支援策	対象となる場合	概要	相談窓口	申請期間
	感染症対応融資(全国制度) 【政府系・無利子無担保融資】	セーフティネット保証または危機関連保証の区市町村認定を受けた	貸付額:最大4,000万円 償還期間:10年以内(設備資金、運転資金) 据置期間:5年以内(設備資金、運転資金)	東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	新型コロナウイルス感染症対応緊急融資 【東京都・融資】	最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同月比で5%減少している。	貸付額:最大2億8,000万円(無担保8,000万円) 償還期間:15年以内(設備資金)/10年以内(運転資金) 据置期間:5年以内		令和3年6月21日～令和4年3月31日
各種相談窓口	水道料金・下水道料金の支払猶予	一時的に水道料金等のお支払いが困難である。	申出日から最長で1年間、お支払いを猶予	水道局お客さまセンター 03-5326-1101	～令和4年3月31日
	都税の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難	対象:全ての都税 (自動車税環境性能割、狩猟税、個人の都民税等を除く) 猶予期間:1年間 延滞金:全額免除	八王子都税事務所 042-644-1111	～令和4年3月31日
	市税・国民健康保険の猶予制度	市税・国民健康保険を期限内に支払うことが困難である。	市税・国民健康保険の納付を猶予	八王子市税務部収納課 042-620-7224	随時
	厚生年金保険料等の納付猶予	厚生年金保険料を期限内に支払うことが困難である。	厚生年金保険料等の納付を猶予	八王子年金事務所 042-626-3511	随時
	国民年金保険料の納付猶予・免除	国民年金保険料を期限内に支払うことが困難である。	保険料の納付を猶予・免除	八王子年金事務所 042-626-3511	随時
	新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口	経営や資金繰りに関する相談をしたい。		公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課 03-3251-7881	随時
各種相談窓口	新型コロナウイルス金融相談ダイヤル	金融機関とのお取引に係る相談等		関東財務局 048-615-1779	随時
	新型コロナウイルスに関する特別相談窓口	経営等事業に関する相談をしたい。		八王子商工会議所 042-623-6311	随時
	テレワークに関するワンストップ相談窓口	テレワークを導入したい。		テレワーク・ワンストップ相談窓口 03-6327-1797	随時